

## 県内インターンシップ等強化事業 業務委託仕様書

## 1 業務の背景・目的

学生と企業のマッチングにおいては、近年、学生の就活スタイルの多様化や早期化が進み、インターンシップやオープンカンパニー（以下、「インターンシップ等」という。）の重要性が年々増してきている。一方で、県内企業においては、学生の採用につなげるためのインターンシップ等の内容に課題を抱え、学生においては、県内企業のインターンシップ等に触れる機会が少ないことや、移動手段の確保、移動経費の負担に課題がある。

本業務は、県内企業に対し、学生にとって魅力的なインターンシップ等の企画・運営に係るノウハウを提供するセミナーの開催や個別支援を行うとともに、県内外の学生に対し、県内企業への実地見学機会を提供するバスツアーを実施することにより、インターンシップ等の強化・充実を図ることを目的とする。

## 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 委託業務の内容

下記（1）～（3）の内容の業務を実施する。

### （1）学生向けインターンシップ等バスツアー

#### ①開催概要

##### ア イベント名・コース名

- ・学生の興味を引く、効果的な名称を提案すること。

##### イ 開催時期

- ・インターンシップ等の最盛期であり、お盆帰省時など、学生が参加しやすい8月上旬頃とする。
- ・県や県内各市町村が主催する他のイベントや大学の試験・行事等と開催時期が被らないよう、配慮すること。
- ・秋田県が別に実施する「こまち就活エクスプレス」と連動した日程（運行日の翌日以降の日程等）となるよう配慮すること。

##### ウ 開催場所

- ・秋田県内に本社機能を有する企業又は県内の事業所を有する企業とすること。
- ・県内企業を回るコースを2コース設定すること。
- ・1コースあたり3社程度の企業を回るコースとすること。

## エ 参加企業

- ・合計6社程度とすること。
- ・秋田県就活情報サイト「こっちゃけ！」に登録済みの企業とすること。
- ・あきた企業連携型奨学金返還助成制度の登録企業を優先的に選定すること。
- ・文系コース、理系コース等の2コースで学生の興味関心を引くコース設定とすること。
- ・参加企業の選定は県が実施し、その後県からの参加企業の情報提供を受けて、参加企業への参加依頼、出席者報告等の調整を行うこと。

## オ 対象者

- ・2028年3月以降に卒業見込みの学生（学年は問わない）
- ・目標参加者数：1コースあたり20名（合計40名）

## カ 参加費

- ・参加企業、参加学生等の参加費は無料とする。

## キ 内容

- ・県内企業訪問のバスツアー、若手従業員との座談会等を行う。
  - （ア） 職場見学・就業体験等（インターンシップ等）
  - （イ） 若手従業員との座談会
    - ・若手従業員からの説明（自己紹介、会社紹介、就職活動と県内就職の理由等）
    - ・参加学生からの相談・質問の受け答え等
  - （ウ） 就活ミニ講座
    - ・移動中のバスの中や昼食時を利用して、秋田県の魅力ある企業の情報、就活に役立つ情報及び秋田県庁の情報（紹介）等を参加学生に提供する時間を設けること。（県内企業紹介、秋田県庁紹介、視察後懇談会、就活クイズなど）
  - （エ） 昼食の手配
    - ・参加する学生に対して、秋田県の魅力が伝わる昼食・昼食場所を手配すること。（弁当での提供も可とする）
- ・（ア）（イ）については、参加企業における学生受入体制の実態に応じて、県と調整し実施すること。

## ②運営について

ア 本事業を開催するために必要なバスの借り上げ・支払い、引率案内・誘導、運営スタッフの手配、昼食・昼食場所の手配、当日受付、問い合わせ窓口、進管理等開催に係る一切の業務を行うこと。※受託者が旅行業法に基づく登録を有しない場合は、登録を有する旅行業者と連携して実施すること。

- （ア） 集合場所と解散場所は秋田駅等とし、行程表を作成すること。
- （イ） 緊急時（体調不良者発生、運行遅延等）の対応計画を策定し、適切に対応すること。なお、緊急発生時に備え、県と受託者双方の緊急連絡先及び連絡体制図を作成し、共有すること。
- （ウ） 必要に応じて傷害保険等に参加すること。
- （エ） その他、関係法律を遵守すること。

イ 参加企業の従業員と当日の運営に必要な連絡・調整を行うこと。

③参加者の募集等について

プロモーション効果が最大となることを目指し、最適と考えられる広告手法（複数の広告媒体を組み合わせも可）を提案し、県の了解を受けた上で実施すること。なお、県が使用可能な広告媒体については、本業務とは別に県がイベント情報等の掲載を行う。内容は次のとおりとする。

ア 開催案内チラシを作成すること。

イ X、インスタグラム等の SNS 広告や WEB 広告等を活用した情報拡散・広報・周知  
なお、SNS 広告等の内容（種類、実施回数、実施時期、対象エリア等）は提案によるものとする。

ウ アンケートの回収率を向上させる策を講じること。

※回収率目標：学生 80%以上、企業 100%

エ 上記に加え、受託者のネットワークや広報媒体の活用等、効果的な方法により、多くの大学生等と企業の参加が見込める周知手法があれば、提案すること。

④その他

ア 県庁内関係部署のほか、秋田働き方改革推進支援センター、ハローワーク、あきた就職活動支援センター等の就業支援機関と適宜連携すること。

イ 事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

(2) インターンシップ等プログラム向上セミナーの開催

①開催概要

ア セミナー名

・企業への訴求力のある、効果的な名称を提案すること。

イ 開催時期

・令和 8 年 7 月～ 10 月頃

・県や県内各市町村が主催する他のイベントや大学の試験・行事等と開催時期が重ならないよう、配慮すること。

ウ 開催場所

・秋田市（予定）（対面）

・オンラインによるハイブリッド開催とし、オンラインの参加も可能とすること。

エ 実施回数・実施時間

・1 回（2～3 時間程度）

オ 対象者

・県内に事業所を有する企業等の経営者、管理職、人事・総務担当者等（50 社程度）

## カ 内容

### (ア) 内容

- ・参加学生の採用につなげるインターンシップ等の内容の充実・強化を図る内容とすること。

#### 【狙い】

- ・Z世代の価値観や最新の採用トレンドの分析・把握
- ・自社のブランド（魅力）の再認識
- ・実践的なプログラム設計手法の習得

※テーマ（例）：「学生が『行きたい』と思うプログラムの作り方」等

### (イ) 講師

- ・採用手法や魅力発信に精通した者を選定し、講義形式で実施するなど、参加者のスキルや意欲はもとより、モチベーションを向上させるような魅力的な内容になるよう創意工夫を図ること。

### (ウ) その他

- ・多くの企業にセミナーの開催を周知することを踏まえ、ハローワークやあきた就職活動支援センター等の就業支援機関と連携すること。
- ・実施したセミナー等の内容は録画し、後日動画として公開できるように編集の上、県が指定した形式により提供すること。

## ②運営について

- ・本セミナー開催のために必要となる一切の業務を行うこと。

(ア) セミナー講師の選定・交渉及び確保・謝金の支払い・旅費の支払い

(イ) 会場の選定・確保・支払い

(ウ) 参加申込書の受付・取りまとめ

※参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

(エ) 参加者・参加企業への開催案内

(オ) 運営スタッフの手配

(カ) 当日受付

(キ) 当日の進行管理

(ク) 問い合わせ窓口

など

## ③参加者の募集等について

ア 開催案内チラシを作成すること。

イ 秋田県就活情報サイト「こっちゃけ」に登録済みの企業へ広く周知すること。

※県と調整の上で実施する。

ウ 県が指定する行政機関、商工団体や就業支援団体等に広く協力を依頼すること。

エ アンケートの回収率を向上させる策を講じること。※回収率目標：企業100%

### (3) インターンシップ等プログラム改善個別支援（専門家派遣等）

#### ①開催概要

##### ア 実施時期

- ・令和9年2月頃まで実施（予定）

##### イ 支援対象者

- ・（1）のセミナーを受講した企業：3社程度

##### ウ 実施回数

- ・1社あたり2回以上（対面1回以上、オンライン1回以上）

##### エ 内容

- ・支援対象者に派遣する専門家を確保し、次のよりインターンシップ等の内容の充実・強化に向けた支援を行うこと。

###### （ア）事前ヒアリング

- ・具体的な支援内容を決定するに当たって、支援対象者の抱える課題を的確に把握するため、事前ヒアリングを実施すること。

なお、事前ヒアリングはコンサルティングに含まない。

###### （イ）コンサルティング支援の実施

- ・支援対象者と連絡調整の上、代表者の意向、従業員等の状況、ニーズ等を踏まえた支援を行うこと。

（1社あたり：対面1回以上、オンライン1回以上）

###### （ウ）支援実施報告書兼インターンシップ等戦略書類の作成

- ・県、支援対象者、専門家間で認識を共有できるよう、今年度の支援内容や取組内容、来年度以降の取組の方向性等についてまとめた書類を1社ずつ作成すること。

###### （エ）その他

- ・県庁内関係部署のほか、秋田働き方改革推進支援センター、ハローワーク、あきた就職活動支援センター等の就業支援機関と適宜連携すること。

#### ②運営について

- ・本個別支援の実施のために必要となる一切の業務を行うこと。

##### （ア）講師の選定・交渉及び確保・謝金の支払い・旅費の支払い

※講師は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

##### （イ）コンサルティングに係る参加企業及び講師の日程調整

など

## 4 契約に関する条件等

### (1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

### (2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

### (3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

### (5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

## 5 その他

(1) 業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

(2) 契約締結後速やかに、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

(3) 契約締結後速やかに、工程管理表（ガントチャート）を提出すること。

(ア) 工程管理表は、事業全体のタスクや進捗状況を可視化したもの（ガントチャート等）とすること。

ただし、作成にあたっては、受託者の過度な管理負担とならないよう、過度に詳細な作業分解（WBS）は必須とせず、実務の進行管理に必要なかつ適切な粒度とすること。

(イ) 進行管理表には、「県による確認・調整・フィードバックのタイミング（マイルストーン）」を明確に組み込むこと。その際、成果物等の提出から、県庁内における確認・調整を経てフィードバックを行うまでの期間として、各フェーズにおいて原則として5営業日程度を見込んでスケジュールを構築すること。

(ウ) 県（マーケティング担当部署等を含む）との協議を通じて随時内容の改善を図りながら進行すること。

県は受託者からの提案や成果物に対し適宜フィードバックを行い、庁内調整等の経緯を記録・管理する。受託者はこれらの方針変更や改善指示に対し、県と協議の上、柔軟かつ機動的に進行管理表の見直し・修正を行うこと。

また、遅延が発生した（または発生する恐れがある）場合は、速やかに報告し、

必要な対応策を講じること。

(エ) 業務完了報告において、最終的な結果を記した工程管理表を添付すること。

(4) 契約締結後速やかに、県とキックオフ会議を実施し、本仕様書に基づく進行管理表（マイルストーンや確認期間を含む）、報告・連絡体制、及びプロジェクト進行上想定されるリスクとその対応策について、県と協議の上、共通理解を図ること。

(5) 次に掲げる区分に従い、実績等の業務報告を行うこと。

(ア) 随時報告

業務の処理状況について、県の求めに応じて、随時報告する。

(イ) 業務完了報告

委託業務完了後、速やかに県に対して委託業務完了届又は実績報告書のほか、業務実績（参加学生数、参加企業数、広告配信等の広報活動実績、アンケート結果、問い合わせ対応状況等）の詳細な報告書、及び最終的な実施経緯を反映した進行管理表を作成し、提出すること。

また、その他県が指示する資料等を提出すること。

また、本事業で得られたノウハウ及び事例について、わかりやすく

とりまとめ、電子データで県に提出すること。なお、納品されたデータは

県HP等へ掲載するほか、県内企業等への周知啓発に活用するため、

支援対象者からあらかじめ同意を得ておくこと。

(6) この事業は、国の「地域未来交付金」の活用事業であり、会計検査の対象となることから、本業務に係る経理書類、証憑書類及び実施記録等について、当該委託事業が完了した日の属する秋田県の会計年度終了後、5年間保管すること。

(7) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。

(8) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(9) この仕様書に定めのない事項については、受託企業と県が必要に応じて協議するものとする。

(10) 3に掲げる内容については目安であり、事業の詳細については、企画提案によるものとする。